

こんにちは。

毎月お送りしている「人事労務レポート」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【目次】

1. ストレスチェック制度
2. 今後の労働基準法改正の見通し
3. 退職後に誤って保険証を使ってしまったら？

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. ストレスチェック制度

平成 26 年 6 月 25 日に交付された労働安全衛生法の改正項目の中で、「ストレスチェックおよび面接指導の実施」が今年の 12 月 1 日に施行されることとなり、現在制度の詳細について検討されています。

ストレスチェックとは、労働者に対して行われる心理的な負担の程度を把握するための検査であり、労働者 50 人以上の事業場に義務付けられます(50 人未満の事業場は制度の施行後、当分の間努力義務となります)。

1.目的

- ・労働者本人のストレスへの気づき、対処の支援によるメンタルヘルスの予防。
- ・集団的な分析結果(個人が特定できない範囲での部門別集計等)に基づく職場環境の改善(努力義務)。

2.制度の概要

- ・1 年以内ごとに 1 回行い、労働基準監督署へ実施状況を報告する。
- ・医師、保健師等が実施する(産業医が望ましいとされています)。
- ・ストレスチェックの内容は「仕事のストレス要因」「心身のストレス反応」「周囲のサポート」に関する項目が含まれ、調査票により行われる。
- ・ストレスチェックの結果は、医師等から労働者本人にのみ通知される(本人の同意があった場合のみ、会社も結果の提供を受けられる)。
- ・会社は、集団的な分析結果の提供を受けることはできる。
- ・ストレスチェックを行った結果、労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を行う(医師等が、心理的な負担の程度が高く、指導を受ける必要があると認めた労働者に限る)。

3. 注意点

- ・対象となる労働者は、健康診断の対象者と同様に、パートやアルバイトの場合は1年以上雇用され、かつ週の所定労働時間が正社員の3/4以上の方です。
- ・健康診断は労働者に受ける義務があるのに対し、ストレスチェックは義務がありません。しかし、メンタルヘルス予防や職場環境改善を行うためには、より多くの労働者に受けていただかないと意味がありません。事前に趣旨を丁寧に説明し、理解を得る必要があるでしょう。
- ・受検の有無や結果による不利益取扱いが禁止されており、解雇や異動等の人事権のある管理監督者は、実施事務に従事できません。

参考:

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000069013.html>

2. 今後の労働基準法改正の見通し

厚生労働省が提出していた「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」が労働政策審議会で「おおむね妥当」とされました。
主な改正内容は以下のとおりです。

- (1) 中小企業における月 60 時間超の時間外労働への割増賃金率(50%超)の適用猶予廃止
- (2) 年次有給休暇の取得促進(取得の義務付け)
- (3) 企画業務型裁量労働制の見直し(対象となる業務範囲の拡大)
- (4) 特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設

他にフレックスタイム制の見直しや労働者の健康確保に関する措置などがあります。今後、厚生労働省が法律案を作成して今通常国会へ提出する準備を進めます。現時点での施行予定時期は、(1)は平成 31 年 4 月 1 日、(2)～(4)は平成 28 年 4 月 1 日となっています。

ニュースや報道では(4)の高度プロフェッショナル制度、いわゆる「ホワイトカラーエグゼンプション」が残業代ゼロ法案として話題になっていますが、内容を見ると労働者の健康確保にも配慮していることが伺えます。

(3)と(4)では成果重視の働き方を拡大する一方、対象労働者の健康確保措置についても定めており、また(1)や(2)でも長時間労働を抑制しようという考え方が伺えます。

労務管理の実務においては、今回のレポートで取り上げているストレスチェックも含め、有給休暇の取得促進や健康確保措置等の対応が当面の課題となりそうです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075867.html>

3. 退職後に誤って保険証を使ってしまったら？

卒業・就職のシーズンとなりました。

年度末～新年度を迎えるこの時期は入退社の多い時期でもあります。

会社を退職する場合、加入している健康保険証を使用できるのは退職日までです。もし間違えて退職日以降に健康保険証を使用してしまった場合はどうなるのでしょうか。

協会けんぽの場合、健康保険の誤使用で支払われた医療費については直接返還請求をしています。

誤って使用した人が返還請求に応じない場合、給与や預貯金の差し押さえが行われることもあります。

健康保険証の誤使用には十分に注意するとともに、退職後は速やかに会社へ返却しましょう。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g1/h27-2/270225001>

★代表山口が5月13日に労政時報カレッジで講演を行います。

「健康管理・残業代・パワハラに関する問題点の把握と実務対応」

http://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=4768

*** 毎月1回、メールでも配信しています。メール配信をご希望の方は、下記の連絡先までお気軽にご連絡ください。**

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆：望月孝次、佐藤貴之

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-7-5 ヒロビル 2F

TEL: 03-5775-0762 FAX: 03-5775-0763

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
